

一関市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金について

1. 目的

がけ地の崩壊等から市民の安全を確保し、危険住宅の移転を促進するため

2. 対象となる要件

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定に基づき岩手県知事が指定した、市内の土砂災害特別警戒区域に存する住宅。

3. 対象者

危険住宅を所有し、現に危険住宅に居住している者で、当該危険住宅を市内に移転するもの。

4. 補助金額

交付対象経費		補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費	移転する者が行う危険住宅の除却に要する経費	次の額のうち、いずれか少ない額 <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度における住宅局標準建設費等通知（※）に定める1㎡当たりの額に除去しようとする危険住宅の延べ面積を乗じて得た額 ・実支出額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※住宅局標準建設費等通知とは 公営住宅法（昭和26年法律第193号）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）等の規定による国土交通省住宅局所管事業に係る国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額の通知をいう。 【令和6年度の1㎡当たりの額】 <ul style="list-style-type: none"> ・木造：32,000円/㎡ ・非木造：46,000円/㎡ </div>
	移転する者の移転に要する経費（動産移転費、仮住居費等を含む。）	次の額のうち、いずれか少ない額 <ul style="list-style-type: none"> ・1戸当たり97万5,000円 ・実支出額
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた経費	借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額以内の額。 ただし、1戸当たり421万円（建物は325万円、土地は96万円）を限度とする。	

問い合わせ先 一関市建設部 都市整備課 建築指導係
 ☎0191-21-8543（係直通）